

「平成19年度化学物質の排出量・移動量・取扱量」の集計結果

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法・P R T R法)、「埼玉県生活環境保全条例」(特定化学物質の適正管理)に基づき、人や生態系に有害なおそれがある化学物質を一定量以上取り扱う事業者は、毎年度、化学物質の環境中への排出量・取扱量等について届出を行い、行政がその集計結果を公表することになっています。

平成19年度の川口市の集計結果がまとまりましたので、報告します。

1 集計結果の概要

(1) 届出状況

化管法

平成19年度の届出(届出期間：平成20年4月1日から6月30日まで)は94件で、埼玉県は1,712件の届出があり、川口市は埼玉県の5%を占めています。また、平成19年度も昨年度と同様に電子媒体による届出が増加しており、電子届出が事業者に着実に浸透してきています。

埼玉県生活環境保全条例

平成19年度の届出は115件で、埼玉県は1,927件の届出があり、埼玉県の6%を占めています。新規の事業所からの届出があり、わずかに増加しています。

表1 届出状況

項目		年度	届出数				
			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
化管法	紙面		66	60	51	50	50
	磁気ディスク		7	5	4	4	1
	電子情報処理組織		7	26	35	36	43
	合計		80	91	90	90	94
県条例	紙面		95	104	104	90	92
	電子申請		-	-	-	17	23
	合計		95	104	104	107	115

(2) 地区別届出件数

化管法

南平地区内の事業所からの届出が最も多く 24 件で、全届出件数の 26%、次いで青木地区が 13 件で 14%、新郷地区が 12 件で 13%でした。

埼玉県生活環境保全条例

化管法と同様に南平地区内の事業所からの届出が最も多く 29 件で、全届出件数の 25%、次いで青木地区が 17 件で 15%、芝地区が 15 件で 13%でした。

表2 地区別届出事業所数

項目 地区	届出数		項目 地区	届出数	
	化管法	埼玉県生活環境保全条例		化管法	埼玉県生活環境保全条例
中央	7	8	神根	8	8
横曽根	9	10	芝	10	15
青木	13	17	安行	3	3
南平	24	29	戸塚	8	11
新郷	12	14	合計	94	115

(3) 業種別届出状況

化管法

燃料小売業(ガソリンスタンド)からの届出が最も多く 43 件で全届出件数の 46%、次いで金属製品製造業が 11 件で 12%でした。

埼玉県生活環境保全条例

化管法と同じく燃料小売業(ガソリンスタンド)からの届出が最も多く 43 件で全届出件数の 37%、次いで自動車整備業が 14 件で 12%、金属製品製造業が 12 件で 10%でした。木材・木製品製造業については化管法で定める特別用件施設(ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設)の事業所しかないため、条例には届出はありません。

表3 業種別届出事業所数

業種名	項目	化管法		埼玉県生活環境保全条例	
		平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
製造業		43	44	45	46
	食料品製造業	1	0	0	0
	木材・木製品製造業	1	1	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1	1
	出版・印刷・同関連産業	8	9	9	9
	化学工業	9	9	10	11
	プラスチック製品製造業	2	4	2	3
	ゴム製品製造業	1	1	1	1
	鉄鋼業	4	5	4	4
	金属製品製造業	12	11	12	12
	一般機械器具製造業	2	2	2	1
	電気機械器具製造業	1	1	2	2
	輸送用機械器具製造業	0	0	1	1
	その他の製造業	1	0	1	1
石油卸売業		1	1	1	1
自動車卸売業		1	1	3	4
燃料小売業		37	43	36	43
洗濯業		0	0	2	2
自動車整備業		5	2	15	14
機械修理業		0	0	1	1
商品検査業		1	1	1	1
一般廃棄物処理業		2	2	2	2
特別管理産業廃棄物処分業		0	0	1	1
合計		90	94	107	115

2 化管法に基づく市内の化学物質の排出量・移動量について

(1) 届出排出量・移動量

届出された大気や水域への排出量は256トン、事業所の外への移動（廃棄物への移動）や下水道への移動量は746トンであり、排出量・移動量の合計は1,003トンでした。（四捨五入しているため、合計は一致しません）

昨年度と比較した場合、総排出量は2トン、総移動量は34トン、総排出量・移動量の合計で36トンと減少しています。総排出量・移動量は図2のとおり毎年減少しており、その理由として事業者による対象化学物質の使用量の削減、施設の改善、排出抑制や代替物質への転換が進められていること及び、大気汚染防

止法によるVOC排出規制を見据え、事業所が自主的に施設の改善を行ったことが上げられます。

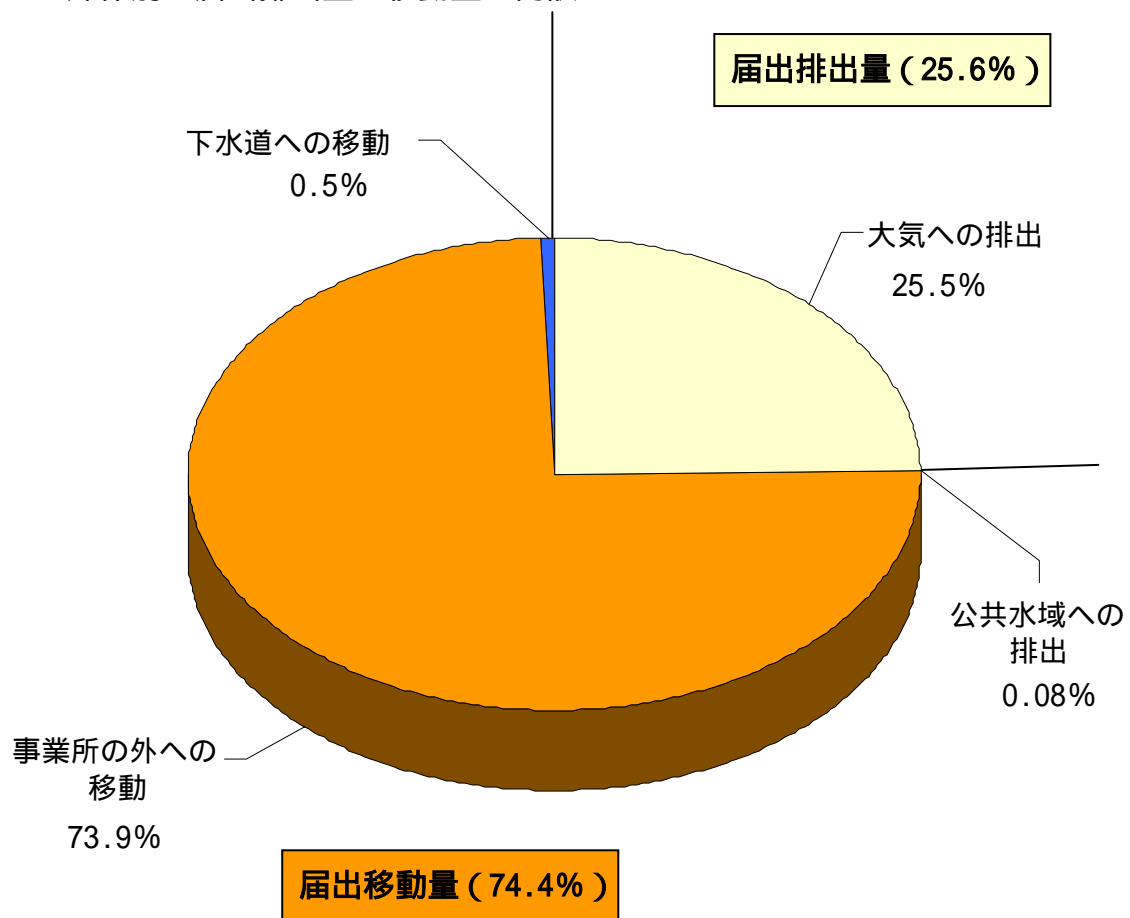
表4 届出排出量・移動量

(単位：トン/年)

項目		年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総排出量	大気への排出		269	258	256
	公共水域への排出		0.02	0.02	0.83
	土壌への排出		-	-	-
	埋立処分		-	-	-
	小計		269	258	256
総移動量	事業所の外への移動 (廃棄物への移動)		832	775	741
	下水道への移動		9	6	5
	小計		840	780	746
総排出量・移動量			1,110	1,039	1,003

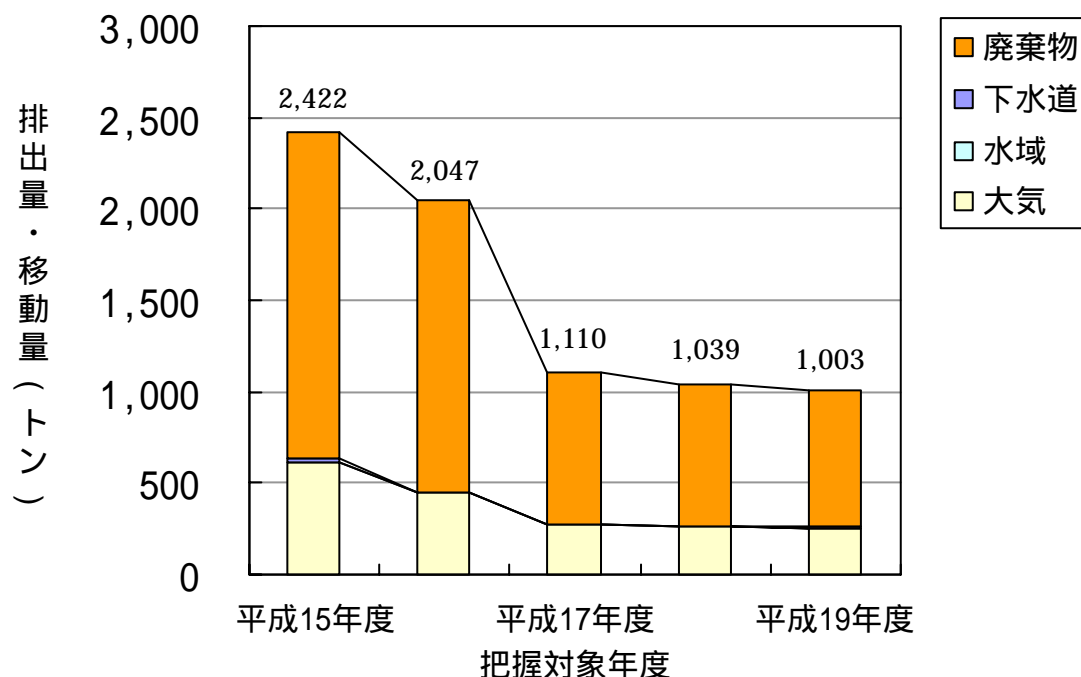
排出量・移動量は小数点第1位で四捨五入し、整数表示したため合計は一致しません。

図1 媒体別の届出排出量・移動量の内訳



それぞれ四捨五入しているため、合計は100%になりません。

図2 届出排出・移動量の推移



(2) 地区別の届出排出量・移動量

南平地区内が最も総排出量・移動量が多く、以下、芝地区、新郷地区でした。昨年度と比較した場合、減少幅で見ると青木地区の減少が最も大きく 35 トン減となっています。

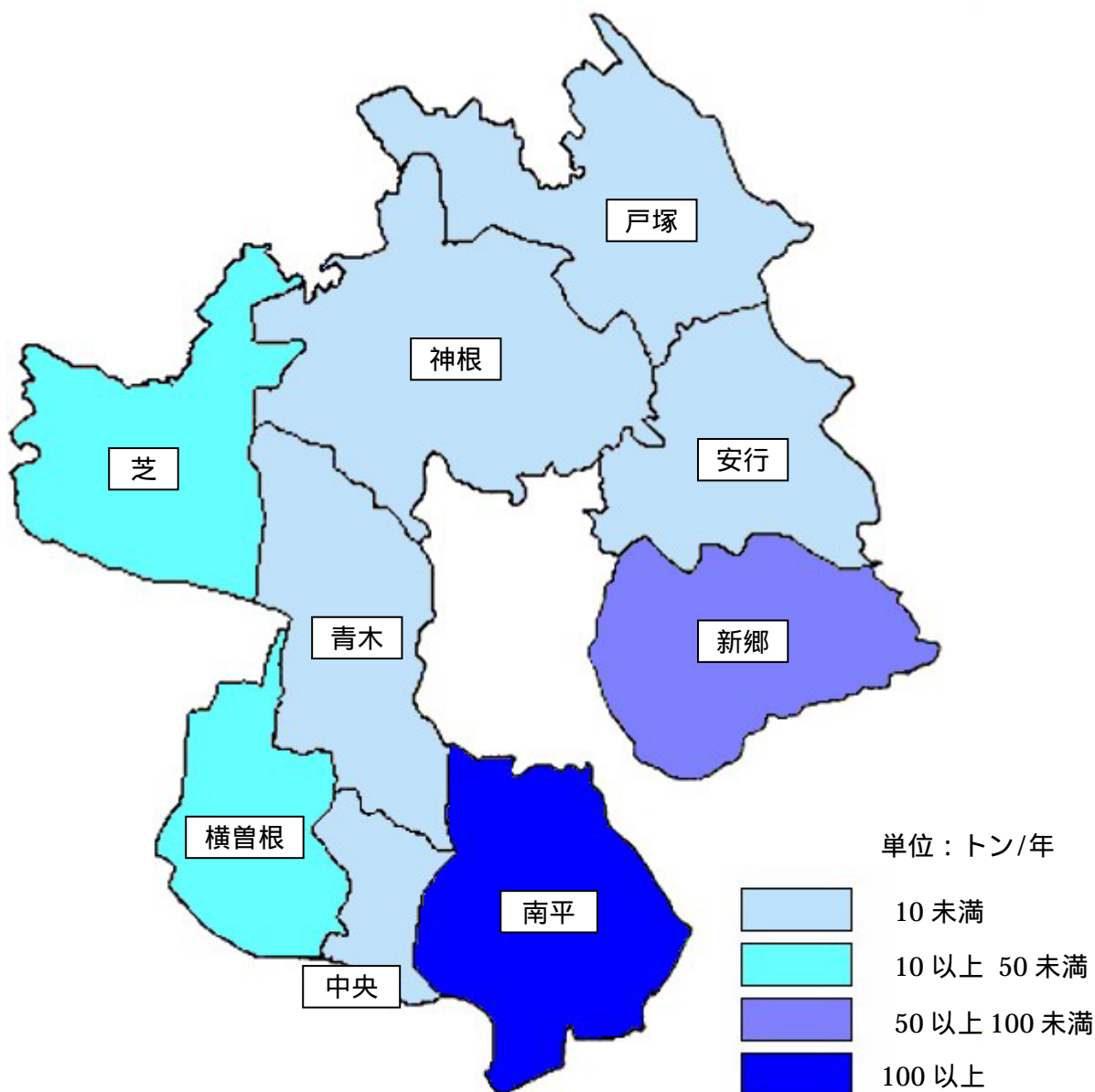
表5 地区別の届出排出量・移動量

(単位：トン/年)

項目 地区	総排出量			総移動量			総排出量・移動量		
	平成18年度	平成19年度	増減	平成18年度	平成19年度	増減	平成18年度	平成19年度	増減
中央	1.8	1.8	0.0	7.1	3.7	- 3.4	8.8	5.5	- 3.3
横曽根	26.5	18.2	- 8.3	45.7	42.2	- 3.5	72.2	60.3	-11.9
青木	7.1	7.7	0.6	52.9	17.6	-35.3	59.9	25.3	-34.6
南平	136.0	133.5	- 2.5	478.1	484.0	5.9	614.1	617.5	3.4
新郷	67.1	73.9	6.8	22.9	27.0	4.1	90.0	100.9	10.9
神根	0.4	0.6	0.2	8.4	8.7	0.3	8.8	9.3	0.5
芝	18.7	20.0	1.3	165.3	163.2	- 2.1	184.0	183.2	- 0.8
安行	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
戸塚	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0

総排出量・移動量及び増減については小数点第2位で四捨五入し、整数表示したため合計は一致しません。

図3 地区別届出排出量



(3) 届出排出量上位5物質

排出量が多かった上位5物質の合計は約246トンで、排出量の96%を占めています。排出量上位5物質のうちトルエンの排出量が最も多く197トンで全体の排出量の77%、次いでキシレンが35トンで14%、次いで1,2ジクロロエタンが6トンで2%でした。

最も排出量が多いトルエンは、昨年と比較するとほぼ横ばいですが、過去5年間で見ると減少しています。

図4 届出排出量上位5物質

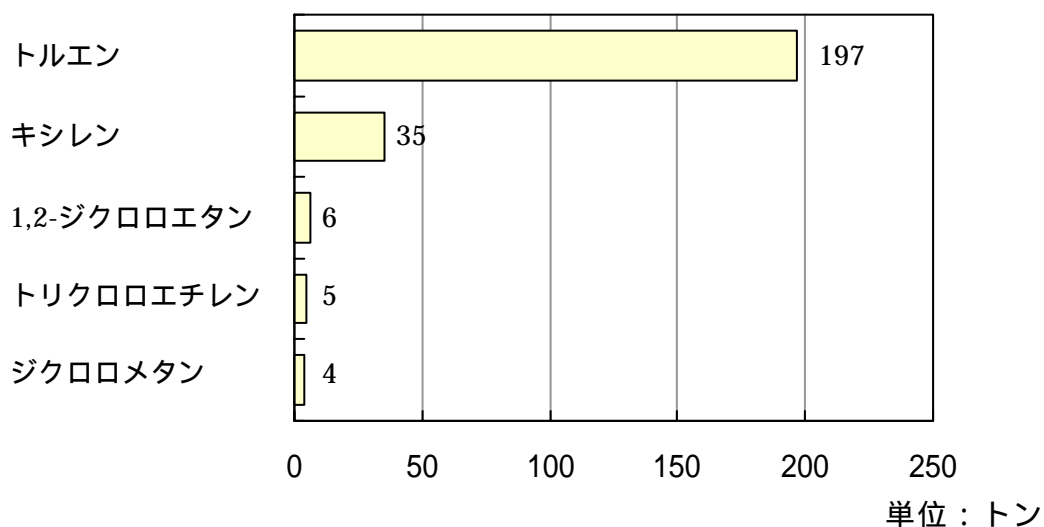
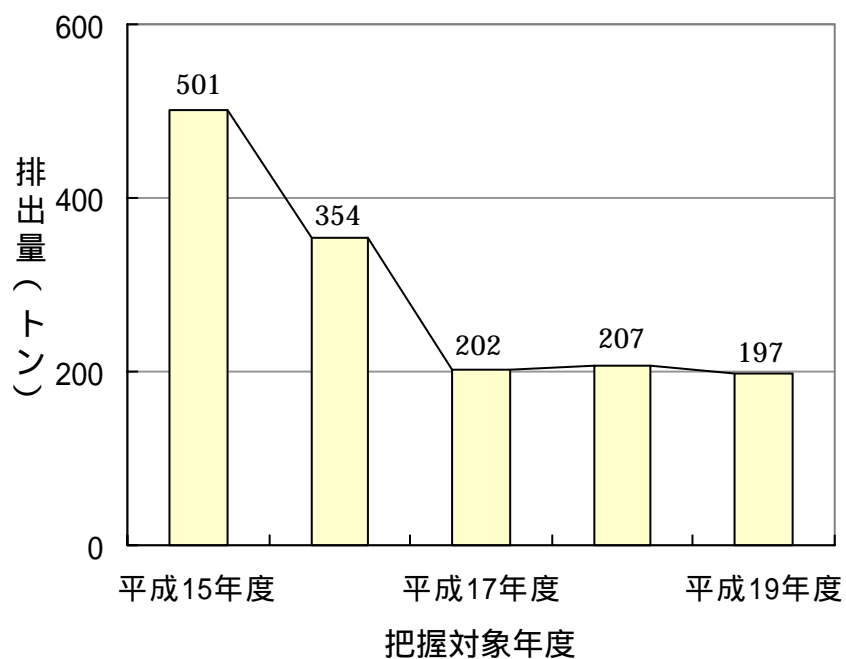


図5 トルエンの届出排出量の推移



(4) 届出排出量の多い化学物質を多く排出する業種

総排出量の多い上位2物質である、トルエン、キシレンを多く排出する業種は以下のとおりです。トルエンは出版・印刷・同関連産業から一番多く排出されトルエン全体の61%を占め、キシレンでは金属製品製造業が一番多く排出しキシレン全体の92%を占めています。トルエン、キシレンは塗料の溶剤として多く使用されています。

表6 届出排出量の多い化学物質を多く排出する業種

(単位：トン/年)

物質 順位	トルエン		キシレン	
	業種	総排出量	業種	総排出量
1	出版・印刷・同関連産業	120.6	金属製品製造業	31.8
2	化学工業	37.6	出版・印刷・同関連産業	1.9
3	金属製品製造業	31.9	化学工業	0.6
4	プラスチック製品製造業	3.4	燃料小売業	0.3
5	燃料小売業	2.2	石油卸売業	0.0

四捨五入した結果、0.1トンに満たないため。

3 埼玉県生活環境保全条例に基づく市内の化学物質の取扱量について

(1) 届出取扱量の内訳

取扱量報告の対象となる特定化学物質499物質の合計は36,538トン(前年比1,747トン、5%増)でした。そのうち、化管法に基づく排出量及び移動量の届出対象となっている第1種指定化学物質354物質の取扱量は、29,504トン(前年比1,202トン、4%増)でした。また、第2種指定化学物質81物質2トン(前年度と同じ) 県指定の特定化学物質64物質は7,032トン(前年比545トン、8%増)でした。

表7 平成19年度の川口市の取扱量の内訳

(単位：トン/年)

項目 物質	特定化学物質			
	合計	第1種	第2種	県指定
取扱量	36,538	29,504	2	7,032
	(34,791)	(28,302)	(2)	(6,487)

()内は18年度の数字です。

有効数字の関係で、取扱量とその内訳の合計は必ずしも一致しません。

表8 平成19年度の埼玉県の取扱量の内訳

(単位：トン/年)

項目 物質	特定化学物質			
	合計	第1種	第2種	県指定
取扱量	742,525	597,197	3,052	142,276
	(741,005)	(589,649)	(4,722)	(146,634)

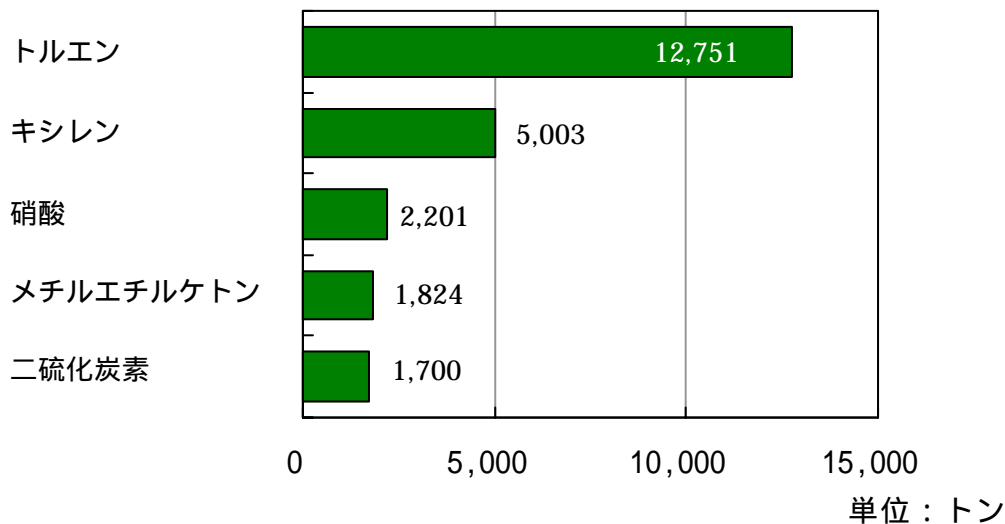
()内は18年度の数字です。

有効数字の関係で、取扱量とその内訳の合計は必ずしも一致しません。

(2) 届出取扱量上位 5 物質

取扱量の多かった上位 5 物質はトルエンが 12,751 トンで全体の 35%、次いでキシレンが 5,003 トンで 14%、硝酸が 2,201 トンで 6%、メチルエチルケトンが 1,824 トンで 5%、二硫化炭素が 1,700 トンで 5%の順でした。

図 6 届出取扱量上位 5 物質



【参考】化学物質情報を掲載しているホームページ

経済産業省 化学物質排出把握管理促進法

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

環境省 P R T R インフォメーション広場

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

埼玉県 環境部青空再生課 化学物質の適正管理に関するページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BF00/contents.html#7>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理分野

<http://www.safe.nite.go.jp>

川口市 環境保全課 化学物質の適正管理について

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28030193/28030193.html>